

件名：大使館からのお知らせ（大規模集会、抗議デモ等への注意喚起）

ポーランド在住の皆様

たびレジ登録者の皆様

<ポイント>

- 最近、ポーランド国内において、連日のように大規模なデモ行動等が発生しており、その一部では250名以上の拘束者が出ています。
- 大規模集会やデモ活動などでは参加者が突然過激化し、不測の事態が発生するおそれがありますので、不用意に近づくことのないよう、十分な注意をお願いします。
- 上記デモ行動等への参加者は、新型コロナウイルス感染症に対する防疫措置を講じていなかったとも報じられており、こうした集会・デモ行動等への参加は、現在の制限措置に違反するほか、同感染症への罹患リスクを高めることとなりますので、十分な注意をお願いします。

1 ポーランドの憲法裁判所は、10月22日（木）、胎児の先天性異常を理由とする人工妊娠中絶を許容する現行法について違憲判決を下しました。同日、ワルシャワ市内で同判決に反対する抗議デモが発生し、デモ隊は憲法裁判所や与党「法と正義」（PiS）本部、カチンスキ同党党首の自宅へとデモ行進を行いました。他方、警察は、新型コロナウイルス感染症に対する防疫措置に違反したとして、一部の抗議デモ参加者を拘束しました。その後、本判決に反対する抗議活動は連日のように行われているほか、ワルシャワのみならず、グダンスク、ウッチ、ポズナン、カトヴィツェ、ヴロツワフなどの主要都市でも同様のデモ活動が発生しています。

2 また、10月24日（土）、政府の新型コロナウイルス感染症にかかる制限措置に反対する集会が、ワルシャワ市の文化科学宮殿前で行われました。参加者の一部は暴徒と化し、警察官に対してガラス瓶や爆竹を投げるなどの攻撃を行ったと報じられています。これについて、ワルシャワ首都警察は、278名の参加者を拘束したほか、4名の警察官が負傷したと発表しました。今集会の参加者についても、その多くがマスクを着用しないなど、防疫措置を講じていなかったとされています。

3 今後、上記事案以外にも様々な事象を捉えた大規模集会やデモ行動等が行われる可能性があります。本事例のように、大規模集会やデモ行動に際しては、不測の事態が発生するおそれがありますので、在留邦人・一時滞在者の皆様におかれましては、こうした動向

を認知した場合、不用意に近づくことのないよう、十分な注意をお願いします。

- 4 新型コロナウイルス感染症にかかる現行の制限措置においては、集会への参加人数は最大5名までとなっているほか、公共の場で口や鼻を覆う義務があります。また、上記デモ行動等への参加者は、同感染症に対する防疫措置を講じていなかったとも報じられています。こうした集会・デモ行動等への参加は、現在の制限措置に違反するほか、新型コロナウイルス感染症への罹患リスクを高めることとなりますので、十分な注意をお願いします。なお、10月26日（月）現在における制限措置については、こちら（<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100106952.pdf>）をご参照ください。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30、13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（+48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うことになります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html